



平成30年度
児童虐待防止標語
未来へと
命を繋ぐ
189

11月は児童虐待防止推進月間です

「見逃さないで子どものサイン」

なくそう！児童虐待

全国的に大きな社会問題となっている児童虐待。実際に多久市でも虐待案件が発生しています。児童虐待は個人だけではなく、社会全体で解決すべき問題です。多久市では、児童虐待予防・防止、そして早期発見ができる相談・通報体制を整えています。地域みんなで子どもたちを守りましょう。

「虐待かも・・・」と感じたら連絡を！

保護者は「しつけ」だと言うかもしれませんが、子どもの視点で判断してください。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト（育児放棄）
- 心理的虐待

みんなの力で子どもたちを守りましょう

おやっ？と思ったらまず通報を！

- 佐賀県中央児童相談所へ相談・通報 ☎26-1212
- 多久市役所へ相談・通報
 - 福祉課 こども係 ☎75-6118
 - 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355
- 小城警察署への連絡 ☎73-2281
- 児童相談所全国共通ダイヤルへ相談 ☎189(いちぱく)

在宅の子どもや親への支援と予防

- 関係機関の実務者検討会の開催
- 保健・福祉サービスの利用や助言
- 関係機関による子どもと親への支援

子どもの自立・家庭機能の回復

問い合わせ

福祉課 こども係 ☎75-6118

健康増進課 健康増進係 ☎75-3355

放課後児童クラブ
支援員を募集します

■職務内容
放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくり等

■申込資格
高卒以上、11月1日現在で64歳以下
(経験不問)

■募集人数
1人(平成31年2月1日からの勤務)

■勤務日時
(日・祝・年末年始を除く)

(1) 学校開校日(月～金曜日)
13時～19時(うち5時間程度)

(2) 長期休業中(月～金曜日)
8時～19時(うち8時間程度)

(3) 土曜日
8時～18時(うち8時間程度・月1～2回程度)

■勤務場所
多久市内の放課後児童クラブ

■賃金 時給 826円
(保育士・教員免許等の有資格者は、886円)

■保険適用
社会保険、雇用保険、公務災害(労災保険)

■申込期間
11月1日(木)～30日(金)
8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

■申込方法
市販の履歴書に必要事項を記入の上、学校教育課まで郵送、または持参ください。面接日は申込者に通知します。

問い合わせ

学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

当事務所は『法テラス』の契約事務所です ●要件を満たせば法テラスの費用立替制度を利用できます。

広告

借金でお困りの方
一人で悩まず相談しましょう!

早く相談
しなくちゃ



初回 相談
無料

借金問題など、一人で悩んでも解決しません。司法書士にご相談下さい。お客様にあった解決方法をご提案いたします!

まつせ司法書士事務所
〒840-0824 佐賀市呉服元町5番19号 2F

TEL 0952-97-6961

FAX 0952-97-6963

債務整理には、大きく3種類の手続きがあります。

- ①任意整理(月々の返済額を減額する交渉などの手続き)
- ②個人再生(一定の要件のもと借金を減額して支払う手続き)
- ③自己破産(一定の要件のもと借金を免除してもらう手続き)

相談者の方へ合った
解決法をご提案します。
まずはご相談ください。

※司法書士法第3条第1項の範囲内に限ります。 ※訴訟の目的の価額が140万円を超えないものについての相談に限りません。